

入札説明書

令和7年度上半期における 古紙の売却

令和7年2月

奈良県会計局総務課

奈良県が売払う物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記6の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和7年2月7日

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

令和7年度上半期における古紙の売却

(2) 入札物件及び推定引取重量

①新聞紙 約 11,000 kg

②段ボール 約 5,000 kg

③図書、雑誌 約 18,000 kg

④その他の用紙（再生紙等） 約 13,000 kg

※ 推定引取重量はあくまで予測であり、実際の引取重量を保証するものではありません。

(3) 売却期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

原則毎月1回、指定日

（通常は第1月曜日。

ただし、休日若しくは休日に挟まれる等により、別の日に振り替える場合あり。）

また、指定日以外にも臨時に引取を依頼することがあります。

(4) 回収場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁（本庁舎及び分庁舎）

(5) その他詳細については、別紙仕様書のとおり

3 入札方法

入札は、各入札物件ごとの1kgあたりの単価に推定引取重量を乗じて計算した金額の合計金額で行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目P1「不用品買受け」に登録をしている者であること。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 過去2年以内に、国又は地方公共団体とこの公告と同種類の契約又は同等と認められる契約を締結し、これらを誠実に履行した実績を有する者であること。

5 競争入札参加資格確認申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 提出する書類 競争入札参加資格確認申請書（1部）

上記4の(4)の証明として、過去2年間に締結した契約について記載した申請書を、次の(2)で示す提出期日までに提出してください。

なお、記載したそれぞれの契約について、契約書の写し又は契約相手方による契約証明書を添付してください。

(2) 申請期日等

申請期日 令和7年2月18日（火）午後5時まで

申請場所 奈良県会計局総務課総務企画係（下記6の(1)で示す場所）
郵送または持参により提出してください。

調整期日 令和7年2月21日（金）午後5時まで

（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、調整期日までに行ってください。）

(3) 入札参加資格確認審査結果通知

(1)の提出書類に基づき、上記4に示す要件を満たしていると認められた者を入札参加者とします。

審査結果は令和7年2月25日（火）までにFAXにより通知します。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課総務企画係 担当：鷹本
電話（直通）0742-27-8906

(2) 入札の日時及び場所

令和7年3月7日（金）午前11時00分
奈良県会計局入札室（奈良県庁主棟6階）

(3) 郵便による入札

ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「令和7年度上半期における古紙の売却に係る入札書」と朱書して、令和7年3月6日（木）までに到着するようにしてください。なお、予定価格を超える価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退含む）を別々に封緘し、封書の表面に「令和7年度上半期における古紙の売却（初度入札）」又は「令和7年度上半期における古紙の売却（再度入札）」（又は「再度入札辞退」と各々朱書して、令和7年3月6日（木）までに到着するようにしてください。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

オ 郵便で入札に参加する場合、下記9の(2)で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係のない職員が「くじ」を引くこととなります。

7 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、各入札物件ごとの1kgあたりの単価に推定引取重量を乗じて計算した金額の合計金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は、免除します。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、必要な書類を次に示すとおり提出しなければなりません。

ア 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

イ 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。

ウ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格を超え、かつ、最も高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、予定価格を超えた価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

- (3) 入札回数は2回までで、再度入札の後、不落随意契約手続に移行することがあります。

1 0 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
従って、上記7の(2)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。
- (3) 落札者とは、入札書に記載された各入札物件ごとの1kgあたりの金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額での単価契約（売買契約）となります。

1 1 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 2 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1.3 入札書の記入方法等注意事項

- (1) 入札書の記入等については、別紙「入札書記載等に係る注意事項」を参考にしてください。
- (2) その他詳細については、別紙仕様書のとおりです。

(入札書記載等に係る注意事項)

- 1 入札書記載等については、下記を参照してください。
- 2 入札書は、再入札が起こり得ますので、2枚ご用意ください。

(記載例)

入 札 書

《見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。》

入札金額	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 金 円 </div> <p style="text-align: center;">※この金額が最も高い入札者を落札者とします。</p>	合計額
内 訳	① 新聞紙 ○○ 円 × <u>11,000</u> kg = ○○○○ 円 ② ダンボール ■■ 円 × <u>5,000</u> kg = ■■■■ 円 ③ 図書・雑誌 ◇◇ 円 × <u>18,000</u> kg = ◇◇◇◇ 円 ④ その他の用紙 ◎◎ 円 × <u>13,000</u> kg = ◎◎◎◎ 円	

ただし 令和7年度上半期における古紙の売却

入札保証金 免除 円

うち 現金 金 円

 代用証券 金 円(内訳別紙明細書のとおり)

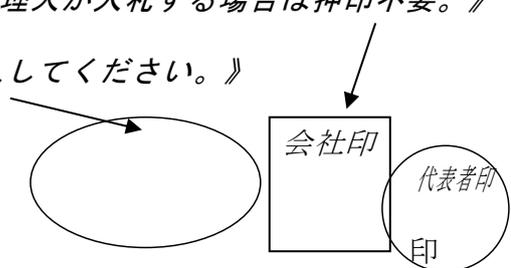
上記のとおり入札します。

令和_____年_____月_____日 ← 《記入漏れのないようにお願いします。》

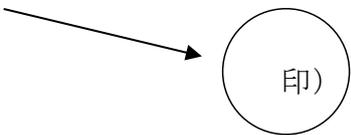
奈良県知事 山下 真 殿 《必ず県に登録している登録印を押印してください。
 ただし、代理人が入札する場合は押印不要。》

《代理人が入札する場合でも記入してください。》

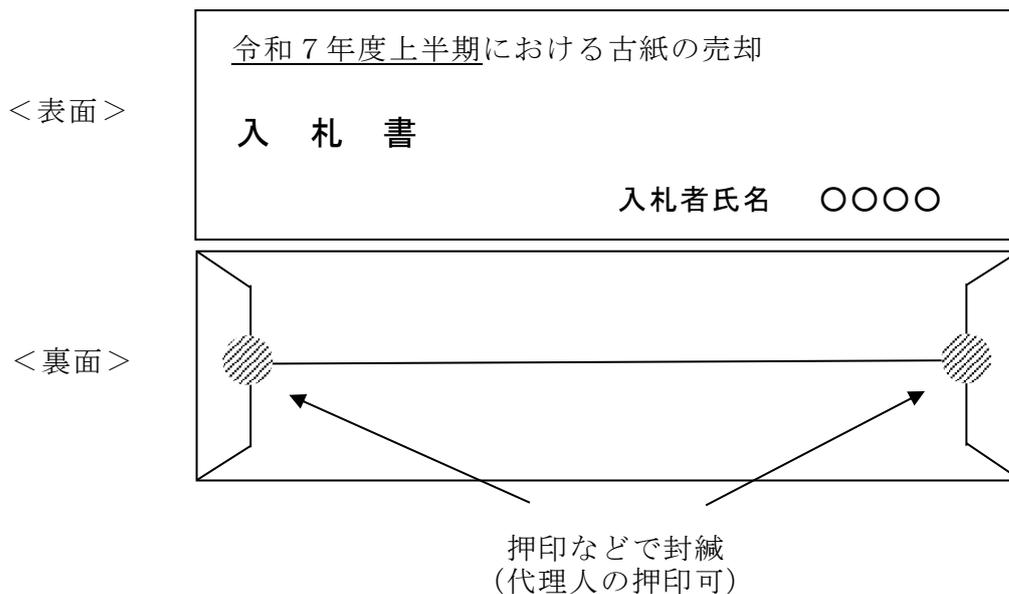
入札者 住 所
 氏 名



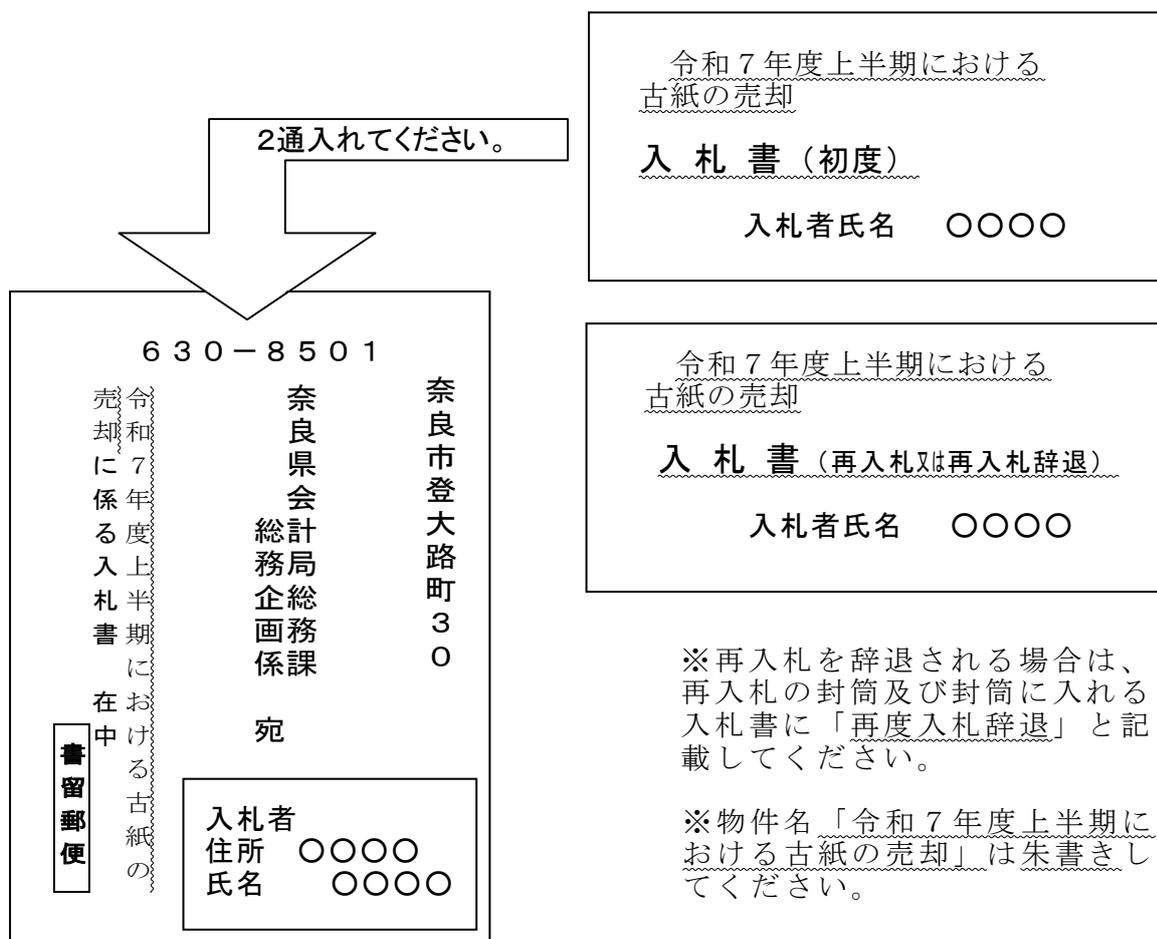
《代理人が入札する場合、委任状の「受任者の使用印鑑」と同じ印の押印が必要。》
 (代理人)



(封 筒 記 載 例)



(郵便による入札参加の場合：封筒記載例)



入 札 書

入札金額	<u>金</u> _____ <u>円</u>												
内 訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">① 新聞紙</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">円 × <u>11,000 kg</u> =</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② ダンボール</td> <td style="padding: 5px;">円 × <u>5,000 kg</u> =</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 図書・雑誌</td> <td style="padding: 5px;">円 × <u>18,000 kg</u> =</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ その他の用紙</td> <td style="padding: 5px;">円 × <u>13,000 kg</u> =</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>	① 新聞紙	円 × <u>11,000 kg</u> =	円	② ダンボール	円 × <u>5,000 kg</u> =	円	③ 図書・雑誌	円 × <u>18,000 kg</u> =	円	④ その他の用紙	円 × <u>13,000 kg</u> =	円
① 新聞紙	円 × <u>11,000 kg</u> =	円											
② ダンボール	円 × <u>5,000 kg</u> =	円											
③ 図書・雑誌	円 × <u>18,000 kg</u> =	円											
④ その他の用紙	円 × <u>13,000 kg</u> =	円											

ただし 令和7年度上半期における古紙の売却

入札保証金 免除 円

うち 現金 金 _____ 円

代用証券 金 _____ 円(内訳別紙明細書のとおり)

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

奈良県知事 山下 真 殿

入札者 住 所

氏 名 印

(代理人 印)

(記 載 例)

委 任 状

令和 年 月 日
《記入漏れのないようにお願いします。》

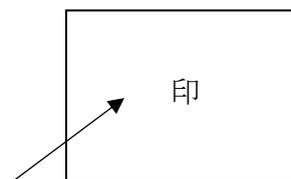
奈良県知事 山下 真 殿

私は、下記の者を代理人と定め、下記の物件に伴う入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 入札物件名 令和7年度上半期における古紙の売却

2 代理人氏名

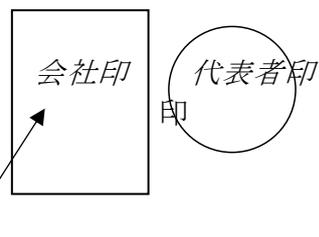


《代理人の使用印鑑（入札書に押印する印鑑）を押印してください。》

所在地

名称

代表者



《必ず県に登録している登録印を押印してください。》

委任状

令和 年 月 日

奈良県知事 山下 真 殿

私は、下記の者を代理人と定め、下記の物件に伴う入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 入札物件名 令和7年度上半期における古紙の売却

2 代理人氏名

印

所在地

名称

代表者

印

(記 載 例)

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

《記入漏れのないようにお願いします。》

奈良県知事 山下 真 殿

(申請者) 所在地

商号・名称

代表者氏名



《必ず県に登録している登録印を押印してください。》

物件名：令和7年度上半期における古紙の売却

頭書の一般競争入札への参加を希望しますので、競争入札参加資格の確認を申請し、下記のとおり契約履行実績があることを証明します。

なお、この申請書の内容について、事実と相違ないこと、及び入札公告に記載された競争入札に参加する者に必要な資格を全て満たしていることを誓約します。

契約年月日 (契約期間)	契約相手方	契約内容 (品名、数量等)	契約金額 (千円)
令和5年4月 ～令和6年3月	奈良県〇〇事務所	古紙の買受け	〇〇千円
令和6年10月	△△市△△課	□□の買受け	〇〇千円

注) 過去2年間に締結した契約を記載してください。

記載した契約書の写し又は契約相手方による契約証明書が必要となります。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

奈良県知事 山下 真 殿

(申請者) 所在地

商号・名称

代表者氏名

印

物件名：令和7年度上半期における古紙の売却

頭書の一般競争入札への参加を希望しますので、競争入札参加資格の確認を申請し、下記のとおり契約履行実績があることを証明します。

なお、この申請書の内容について、事実と相違ないこと、及び入札公告に記載された競争入札に参加する者に必要な資格を全て満たしていることを誓約します。

契約年月日 (契約期間)	契約相手方	契約内容 (品名、数量等)	契約金額 (千円)

注) 過去2年間に締結した契約を記載してください。

記載した契約書の写し又は契約相手方による契約証明書が必要となります。

仕 様 書

令和7年度上半期における 古紙の売却

令和7年2月

奈良県会計局総務課

令和7年度上半期における古紙売却に関する仕様書

《推定引取重量》

① 新聞紙	約 11,000 kg
② 段ボール	約 5,000 kg
③ 図書、雑誌	約 18,000 kg
④ その他の用紙（再生紙等）	約 13,000 kg

※ 推定引取重量はあくまで予測であり、実際の引取重量を保証するものではありません。

《注意事項》

1. 契約業者は、古紙回収において、県が別に示す集積場所に集積された古紙を完全に回収のうえ、集積場所等の清潔保持に努めること。
その際、県職員等の指示に従うとともに、他の荷物搬入業者等に対して適正に対応すること。
2. 回収作業について、本庁舎での履行場所は、別紙のとおり庁舎北側の駐車場の一部において行うこととし、この範囲内で配置・作業可能なトラック・コンテナ等により実施すること。
3. 分庁舎での履行場所は、別紙のとおり地下の収集場所であること、及び地下への入り口は2トントラックまでの制限になっていることから、地下に進入可能な車両で対応すること。
なお、進入可能なトラック等で一旦収集し、地上へ出てから、分庁舎前でパッカー車等他の車両に積み直しすることは禁止する。
4. 搬入車両は、全ての回収作業過程において、他の車両等の通行妨害となる場所に駐車しないようにすること。
5. 車両への積載方法については、先に行政文書の類を車両の底部（または奥の方）に載せ、その後に図書、刊行物、雑誌の類を積載することとし積載した古紙をシートで完全に覆い、運搬中における積載物の転落、または飛散を確実に防ぐこと。
また、回収への出発前・積載時・回収を終えての帰社後において、シートの破損がないか必ず点検を行うこと。
なお、万が一落下があれば、契約業者の責任において早急に回収するとともに、関係機関に対し責任ある対応をすること。
6. 契約業者は、古紙再生の処理手順を具体的・詳細に示した書類（処理を行う施設、処理手順、回収作業体制等を記載したもの）を契約締結とともに県に提出すること。
7. 引取日は毎月1回の指定日（通常は第1月曜日）とします。
ただし、臨時かつ必要に応じて、指定日以外にも引取を依頼することがあります。
この場合において、正当な理由がある場合のほか、契約業者は引取を拒むことができないこととします。
8. 契約業者は古紙引取後、金額明細書と検量証明書等を、会計局総務課まですみやかに提出してください。
9. 検量証明書等を受け取った後、契約業者に対して納入通知書により、代金納入の通知をしますので、納入通知日から20日以内に代金を納入してください。
10. 個人情報の取扱いに当たり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

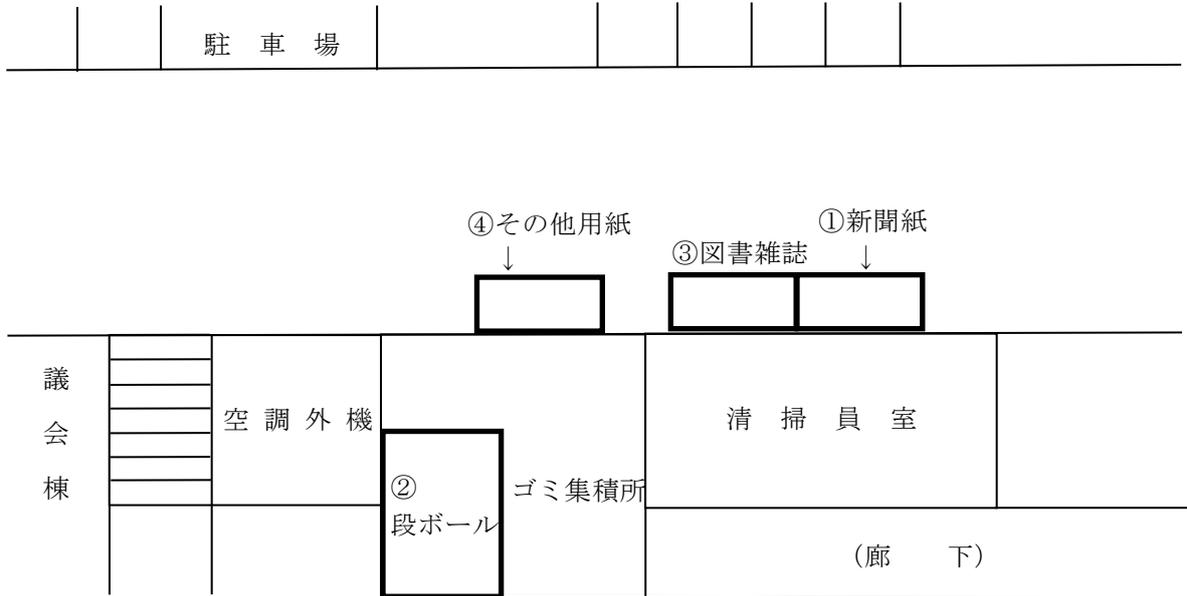
第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

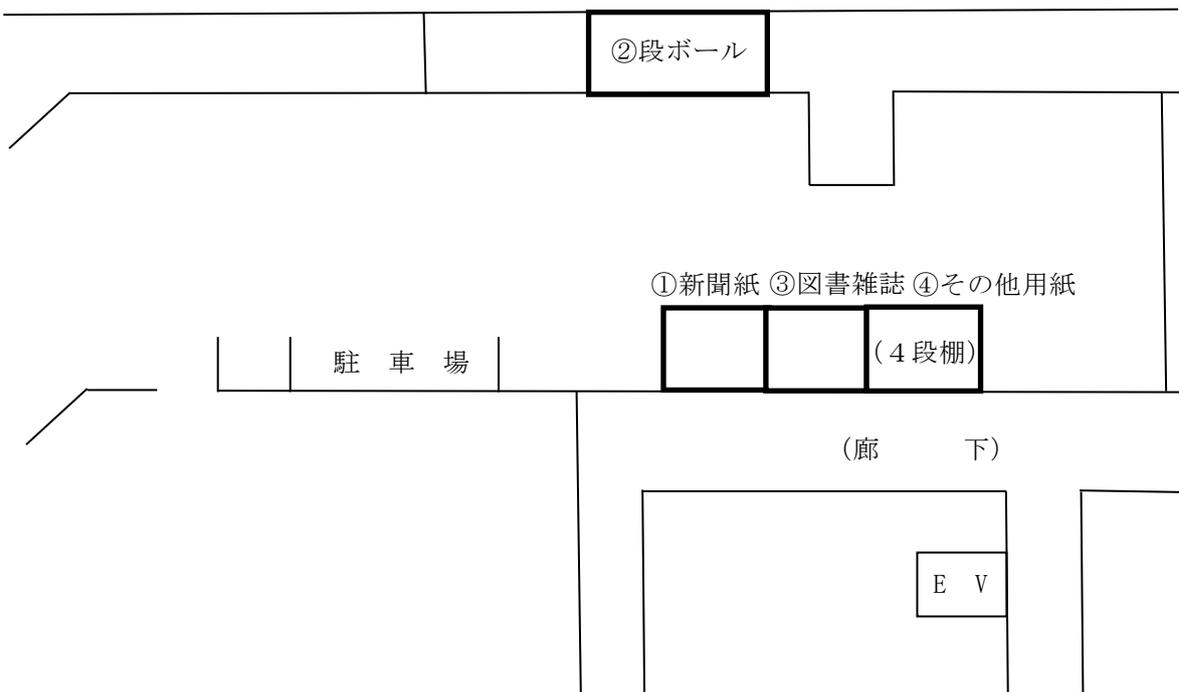
注1 「甲」は「県」を、「乙」は「入札者」をいう。

古紙分別回収の種別搬出場所見取図

[本庁舎北側]



[分庁舎地下1階]



(道 路)

